魚津市告示第85号

魚津市通話録音装置貸与実施要綱を次のように定める。

平成26年11月４日

魚津市長　　澤﨑　義敬

魚津市通話録音装置貸与実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯に属する者等に対し、通話録音装置（以下「装置」という。）を貸与することで、特殊詐欺等の被害を防止するとともに、被害防止の普及啓発を図ることを目的とする。

（対象者）

第２条　本事業の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民票に記録されている65歳以上の者（以下「高齢者」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　一人暮らしの者

（２）　高齢者のみの世帯に属する者

（３）　日中において、前２号のいずれかに該当する者

（４）　前３号に掲げる者のほか、市長が貸与を必要と認める者

（装置の貸与）

第３条　利用者に貸与する装置は、次に掲げるものとする。

（１）　通話録音装置本体

（２）　ＡＣアダプタ

（３）　電話機接続用モジュラーケーブル

（４）　取扱説明書

２　貸与する装置は、１世帯につき１台とする。

（利用の申請及び決定）

第４条　装置の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、通話録音装置利用申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請を受け付けたときは、申請書の内容を確認の上、利用の可否を決定し、通話録音装置利用承認（不承認）通知書（

様式第２号）により、申請者に通知するものとする。
３　前項の規定により利用を承認した者（以下「利用者」という。）へ貸与する期間は、当該利用者において、第２条に掲げる状態が存続する間とする。
４　市長は、利用者について通話録音装置利用者台帳を作成し、保管するものとする。
（装置の管理）
第５条　利用者は、貸与された装置を善良な管理者としての注意義務をもって使用しなければならない。
２　利用者は、貸与された装置を譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。
３　利用者は、貸与された装置を損傷し、又は紛失した場合は、直ちに市長に届け出なければならない。
（装置にかかる経費）
第６条　利用者は、装置の利用に要する経費のうち、次に掲げる費用を負担するものとする。
（１）　電気料
（２）　通信料
２　利用者が、故意又は重大な過失により装置を損傷又は紛失した場合は、市長が特に認めた場合を除き、市長にその損害を賠償しなければならない。
（録音データの取扱）
第７条　利用者が貸与された装置を利用したことで本装置に保存された録音データ（以下「録音データ」という。）の所有権は、利用者に帰属する。
２　利用者は、市長が第１条の目的のために録音データの利用を求めたときは、市長に録音データを無償で利用させなければならない。
（変更等届出）
第８条　利用者は、申請書の内容に変更があったときは、速やかに通話録音装置利用変更届出書（様式第３号）により、市長に届け出なければならない。
２　利用者は、装置を利用する必要がなくなった場合は、第４条第３項の貸与期間にかかわらず、装置の貸与を中止することができる。この場合において、利用者は、通話録音装置貸与中止届出書（様式第４号）により、市長に届け出なければならない。
（利用の取消及び装置の返還）
第９条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、装置の貸与を終了するものとし、通話録音装置貸与終了通知書（様式第５号）により、利用者に通知するものとする。

（１）　利用者が死亡したとき。

（２）　利用者が第２条各号に定める対象者に該当しないと認められるとき。

（３）　前条第２項の届出があったとき。

（４）　利用者がこの要綱に違反したとき。

２　利用者（前項第１号に該当する利用者については、利用者の相続人等とする。）は、前項の通知を受けたときは、速やかに貸与された装置を市長に返還しなければならない。

附　則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

通話録音装置利用申請書

魚津市長　　　　　　　あて

申請者　住　所：

氏　名：　　　　　　　　　　　　印

電話番号：　　　　-　　　　-

利用者　住　所：

氏　名：

生年月日：　　　年　　月　　日（　　歳）

電話番号：　　　　-　　　　-

通話録音装置を利用したいので、次のとおり申請します。

（１） 利用者の世帯構成（18 歳以上の同居家族）【単身者の場合、（２）のみ記入】

氏　名	続柄	年齢	職業

（２） 利用者の近況を確認できる者の連絡先

氏　名	利用者との関係	年齢	電話番号

（注意事項）

1　市が必要と認める場合には、録音データの提供に協力すること。

2　装置の利用にかかる電気料および通信料は利用者が負担すること。

3　貸与を終了した場合は、速やかに装置を返還すること。

様式第２号（第４条関係）

年　　月　　日

様

魚津市長

通話録音装置利用承認（不承認）通知書

年　　月　　日付けで申請のありました通話録音装置の利用については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１　承　認

２　不承認

理由

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

通話録音装置利用変更届出書

魚津市長　　　　　　　あて

申請者　住　所

氏　名　　　　　　　　　　印

申請内容について、下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

記

変更前	変更後	変更理由

様式第４号（第８条関係）

通話録音装置貸与中止届出書

魚津市長　　　　　　　あて

申請者　住　所：

氏　名：　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号：　　　　　-　　　　-

通話録音装置の利用を取り止めますので届け出ます。

記

利用者　住所

氏名

取り止め理由

様式第５号（第９条関係）

年　月　日

様

魚津市長

通話録音装置貸与終了通知書

通話録音装置の利用について、下記のとおり貸与を終了しますので通知します。なお、速やかに貸与を受けていた通話録音装置を返還してください。

記

１　貸与終了の理由

２　貸与終了年月日　　　　年　　月　　日